

# 柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける人へ 適正な国民健康保険の支出に協力を

厚生労働省からの通知に基づき、国保被保険者に対する柔道整復師施術療養費（整骨院・接骨院での施術）の適正化への取り組み（啓発・患者調査など）を実施しています。

**健康保険を使える症状と使えない症状があります**

整骨院、接骨院での柔道整復師施術で保険を使っている場合は、急性か亜急性（1〜3カ月で進行）の外傷性のけがの場合のみです。内科的原因や、慢性の症状などには保険が

管し、市や委託業者から照会があれば、自分で回答できるように協力をお願いします

使えません。かかった後に保険の適用が認められなければ、全額自己負担となりますので、注意してください。

**①保険が使えない場合**  
ねん挫、打撲、挫傷（肉離れ）、骨折・脱臼の応急手当

**②医師の同意がある場合に保険が使えるもの**  
骨折、脱臼

**③保険が使えない場合**  
▽医師の同意のない骨折、脱臼の施術  
▽肩こりや筋肉疲労（単なる疲労性・慢性的な要因からくるもの）  
▽脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみ  
▽保険医療機関（病院、診療所など）で同じ治療などの治療中もの  
▽労災保険が適用となる  
▽労災保険が適用となる  
▽労災保険が適用となる  
▽労災保険が適用となる  
▽労災保険が適用となる  
▽労災保険が適用となる

**柔道整復師施術を受けるときの注意事項**

●**負傷原因を正確に伝えて、健康保険が使えるかどうかの確認を**  
外傷性の負傷でない場合や、負傷原因（いつ、どこで、何を、どうして、どんな症状があるのか）が労働災害、通勤災害に該当する場合は保険が使えます。また、交通事故などでの第三者行為に該当する場合は、国保医療課へ連絡をしてください。

●**領収書は必ずもらいましょう**  
平成22年9月の施術分から、窓口支払いの領収証は無料で発行されています。

ています。領収証は必ずもらって保管し、医療費通知で金額と日数の確認をしてください。また、医療費控除を受けるときに領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

●**施術が長期になる場合は、医師の診断を受けましょう**  
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。

●**問い合わせ先**  
国保医療課  
国民健康保険係  
☎(36) 1363

**市から**

●**競争入札参加資格と小規模契約事業者の登録申請**

●**概要** 市の工事、委託業務、物品調達などを受注するために必要な資格です。現在、資格を持っている人も、6月30日（月）で資格失効。受注を希望する人は申請を

●**対象申請**  
①平成26・27年度宗像市

競争入札参加資格審査申請

●**宗像地区事務組合平成26・27年度競争入札参加資格審査申請を兼ねる。**詳細は、同組合 ☎(02) 0031へ問い合わせを

●**宗像市小規模契約事業者登録申請**  
資格有効期間 7月1日（火）〜平成28年6月30日  
●**②は登録完了後、平成28年6月30日**  
●**受付期間** 4月7日（月）〜5月2日（金）  
●**提出書類** 所定の用紙、資料  
●**申請要領は、契約検査室で貸し出す原稿をコピー（有料）して入手か、市HP** <http://www.city.munakata.lg.jp/>

▽場所 市役所2階・202会議室  
●**問い合わせ先**  
契約検査室契約係  
☎(36) 1161

**各種手当額の改定**

国の制度改定で、各種手当の手当額が、4月1日（火）から左表のとおり変更されました。手当額は、「自動物価スライド制」で決定します。

## 固定資産税の納税通知書・課税明細書を発送

市では、平成26年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、4月中旬に発送します。同封の税のしおりと課税明細書で、課税状況や納付額、納税方法などの確認を。

固定資産税とは、毎年1月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有する人に課税される市税のことです。所有者は、その年の4月1日から1年度分の税を納めることになります。

●**場所** 市役所本館1階・税務課6番窓口、元気な島づくり課（大島行政センター）  
●**縦覧できる人**  
▽土地価格等縦覧帳簿 土地で課税されている人  
▽家屋価格等縦覧帳簿 家屋で課税されている人  
●**持参品** 運転免許証や納税通知書、課税明細書など納税義務者本人の確認ができるもの  
\*代理人は委任状が必要

●**要件**  
▽平成21年6月4日から同26年3月31日までに新築した住宅（別荘、モデルハウスを除く）  
▽居住部分の床面積が1戸当たり50平方メートル（賃貸共同住宅は40平方メートル）  
▽280平方メートル（付属家を含む）  
▽居住部分の床面積が延床面積の2分の1以上であること

●**減失、用途変更**  
家屋の新増築や家屋の全部か一部を取り壊した場合や、用途を変更した

●**問い合わせ先**  
税務課固定資産税係  
☎(36) 7351

## 土地・家屋価格などの縦覧帳簿を公開

市では、平成26年度の市内の土地や家屋の評価額などを公開。個人情報保護のため、本人確認を

●**実施します**  
●**期間** 4月1日（火）〜同30日（水）午前8時30分〜午後5時

●**【新築住宅の減額措置】**  
新築した住宅に係る固定資産税は一定の期間、床面積120平方メートルで2分の1減額。  
一般の住宅は新築から3年度分（3階建以上の耐火建築物は5年度分）、長期優良住宅は新築から

●**【その他の減額措置】**  
\*長期優良住宅は認定通知書の写し

●**【その他の減額措置】**  
\*長期優良住宅は認定通知書の写し

●**問い合わせ先**  
子ども家庭課  
☎(36) 1151

区分	現行	改訂後	
① 児童扶養手当	9,710~41,140円	9,680~41,020円	
②	特別児童扶養手当1級	50,050円	49,900円
	特別児童扶養手当2級	33,330円	33,230円
③	特別障害者手当	26,080円	26,000円
	障害児福祉手当 経過的福祉手当	14,180円	14,140円